

建設工事早期契約制度及びフレックス工期契約制度実施要領

(令和6年12月13日6建政技第265号)

建設工事の計画的な発注をもって工事の平準化及び受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とすることにより、ゆとりある工事の促進を図るため、次により建設工事早期契約制度及びフレックス工期契約制度を実施する。

第1 早期契約制度

1 目的

発注者は工事開始時期が特定される建設工事の発注に当たって、あらかじめ当該工事の工事開始日を発注者が指定した上で、契約日の翌日から工事開始日の前日までの間を「猶予期間」として定めることにより、計画的な発注を行い工事の平準化を図るものとする。

2 対象工事

前記1の「特定される建設工事」とは、次の各号に掲げる基準に適合する工事で発注者が必要と認めたものとする。

(1) 工事着手時期が特定されている工事であること。

(例：出水が予想される河川工事、観光シーズン後の工事、家屋移転等を待っての工事、樹木の植栽工事等)

(2) 諸条件を考慮して繰越が生じない工事であること。(繰越明許費設定済工事を除く)

(3) 用地が確保されている工事であること。

3 工期等の設定

(1) 猶予期間

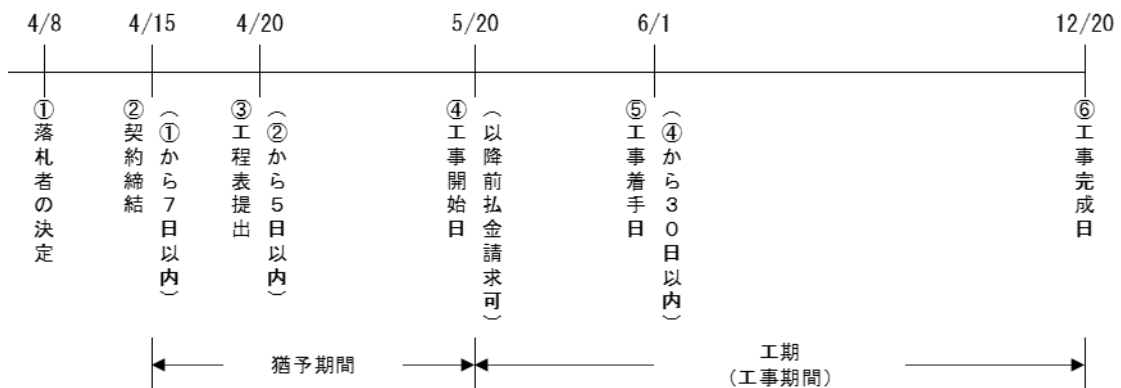
契約日の翌日から発注者が指定した工事開始日の前日までの期間をいうものであり、180日を超えない範囲内で期間を設定することができる。

なお、繰越及び債務負担行為に係るものについては、年度を跨いで期間を設定できる。

(2) 工期(工事期間)

設計書に定められた工事開始日から工事完成日までの期間。

(参考)



4 前払金の取扱い

前払金の取扱いについては、長野県建設工事標準請負約款第 35 条に定めるところにより行うものであるが、請求は工事開始日からできるものとする。

5 その他

(1) 工事起工伺いの取扱い

ア 工事起工伺いの「施行上の注意」欄に「早期契約制度」と朱書きすること。

イ 起工伺いの「伺い」欄の「工事完成期限 着工の日から 日間」を削除し「工期 年 月 日から、 年 月 日までの 日間」と記載すること。

(2) 入札公告等の取扱い

入札の実施についての入札公告の「工期」欄に「()ただし、この工事は「早期契約制度」により発注しますので、工事開始日は 年 月 日です。」と記載すること。

また、「支払条件」欄に「()ただし、前払請求は工事開始日からできません。」と記載すること。

(3) 建設工事請負契約書の取扱い

ア 建設工事請負契約書の工期には、前記 3 (2)の工期を記載すること。

工期自 年 月 日
至 年 月 日

イ 請負契約約款第 35 条第 1 項に「ただし、請求は工事開始日からとする。」と記載すること。

ただし、当該年度歳出予算を伴わない債務負担行為に係る工事については「ただし、請求は 年 月 日以降とする。」と記載すること。

(4) 技術者等の設置

ア 工事開始日の前日までは、技術者等（主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者）及び現場代理人の設置を要しない。

イ 工事着手日の前日までは、技術者等（主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者）の工事現場への専任を要しない。

ウ 工事着手日の前日までは、現場代理人の現場への常駐を要しない。

第2 フレックス工期契約制度

1 目的

発注者は工事開始時期・工事完成期限等が特定されない建設工事の発注に当たって、あらかじめ当該工事の契約日の翌日から一定期間内に受注者が工事開始日を選択できる「工事開始日選択可能期間」を定めることにより、受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とし、ゆとりある工事の促進を図るものとする。

2 対象工事

前記1の「特定されない建設工事」とは、次の各号に掲げる基準に適合する工事が発注者が必要と認めたものとする。

- (1) 諸条件を考慮して繰越が生じない工事であること。(繰越明許費設定済工事を除く)
- (2) 用地が確保されている工事であること。

3 工期等の設定

(1) 工事開始日選択可能期間

契約日の翌日から工事開始期限までの期間をいうものであり、180日を超えない範囲内で期間を設定することができる。

なお、繰越及び債務負担行為に係るものについては、年度を跨いで期間を設定できる。

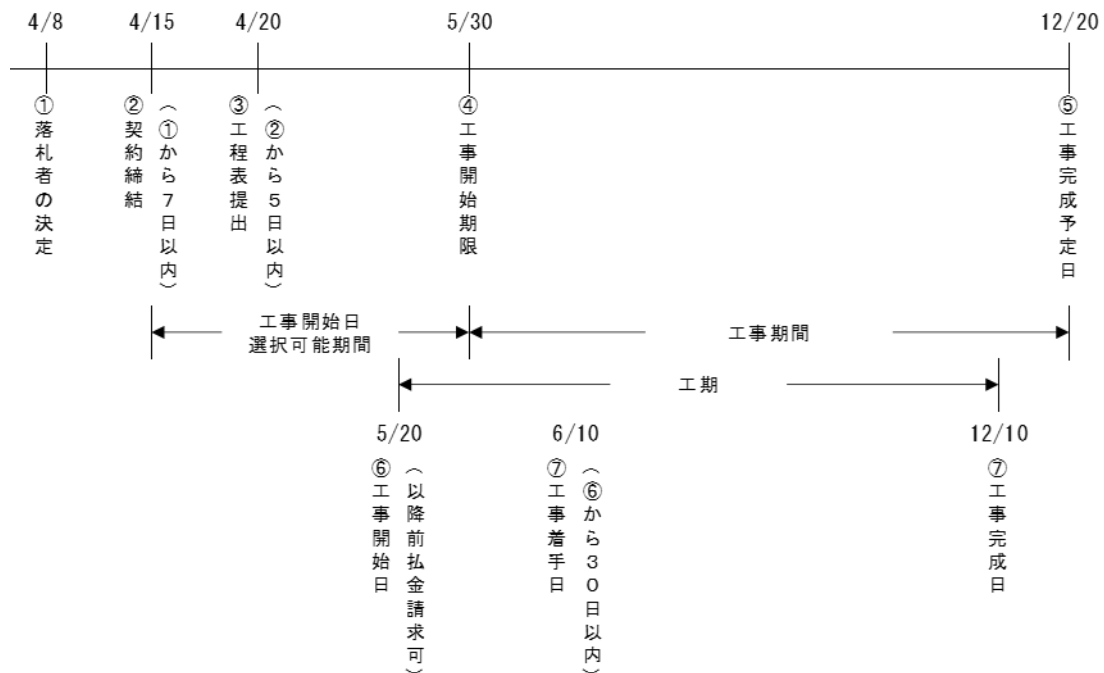
(2) 工事期間

設計書に定められた工事開始期限から工事完成予定日までの期間。

(3) 工期

契約締結時に受注者が工事開始日選択可能期間内において選択した工事開始日からの工事期間。ただし、受注者の申出によって工事期間を短縮することができる。

(参考)



4 前払金の取扱い

前払金の取扱いについては、長野県建設工事標準請負約款第 35 条に定めるところにより行うものであるが、請求は工事開始日からできるものとする。

5 その他

(1) 工事起工伺いの取扱い

- ア 工事起工伺いの「施行上の注意」欄に「フレックス工期契約制度」と朱書きすること。
- イ 起工伺いの「伺い」欄の「工事完成期限 着工の日から 日間」を削除し、「工期」とし、「工事開始日から 日間。ただし、工事開始期限は 年 月 日」と記載すること。

(2) 入札公告等の取扱い

入札の実施についての入札公告の「工期」欄に「() ただし、この工事は「フレックス工期契約制度」により発注しますので、工事開始期限は 年 月 日です。」と記載すること。

また、「支払条件」欄に「() ただし、前払請求は工事開始日からできます。」と記載すること。

(3) 建設工事請負契約書の取扱い

- ア 建設工事請負契約書の工期には、前記 3 (3) の工期を記載すること。

(参考)

工期自 年 月 日
至 年 月 日

- イ 請負契約約款第 35 条第 1 項「ただし、請求は工事開始日からとする。」と記載すること。

ただし、当該年度歳出予算を伴わない債務負担行為に係る工事については「ただし、請求は 年 月 日又は工事開始日のいずれか遅い日からとする。」と記載すること。

(4) 技術者等の設置

- ア 工事開始日の前日までは、技術者等（主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者）及び現場代理人の設置を要しない。
- イ 工事着手日の前日までは、技術者等（主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者）の工事現場への専任を要しない。
- ウ 工事着手日の前日までは、現場代理人の現場への常駐を要しない。

附則

本要領は、令和 7 年 1 月 1 日に入札公告する工事から適用する。